



一土黄山下事三 私の申し上げた罰則はイミミなものの罰則を清掃
 条例の罰則に使つてはこの辺の福生町近郊地帯々としては
 やはり少し無理ではないかと例えればこの条例に罰則規定
 とかそういうものが無いので当然こうしたものが新聞紙上
 に出ても、こうした所にこうした内容のものがこういう衛
 生環境かうはずれておるがこの内容はどうかであろうかと言
 うようなことをいわれた場合にこの内容については清掃
 法による所の罰則規定をとらなくてはならぬと言
 称なことは誠にしのびない、えうすこし町の条例が弾力
 性あるものをえりこんでおけばそのことについては当然
 町事態の中で処理できるが清掃法そのものを即適用
 するとなると非常にこれは法の強い裁きがあるので
 その点充分考慮しなくては相なうん^でであろうとか



ように考えるのであります人

これは福生町の全町民があらゆる角度からそういう点
 に協力をしていただく一致、みだれぬ姿であれば宜しい
 が中には相及する人もあるであろうしその時には、そう
 した方々によつてこういう事が生れた場合にはお気
 の毒である

従つて町規定があるならばその中で弾力性をえつて
 いけると言うような事ならば当然町の機構等に合
 った内容をえつておくことがこれは最も町条例にふ
 さわしい内容であろうと考えますのでこの点は一
 段の御研究を願ひたい
 かように御要望申し上げます人

一十三番(大保郎) 議事進行等の関係上当然本件については担当委
 員会には付託されていらない問題であり担当委員会と

して付託審議はしておうぬということになつておりま
すので委員会付託の關係が一つと先程の助役の説明
では公聴会は必要なし、町会長さん等に説明したから
必要がないといわれますので一応了としたしましてた
だし内容については五日の本会議に充分論議をかわ
してゆきたいと思ひます。

たゞ今工番議員の方から申し上げた様に確かにそう
であつたと思ひますが法そのものを適用した場合には大きな
問題であくまで罰則の或る範囲の罰則は本条例に
掲げるべきであると私かように思うわけです。

えう一兵は非常に青掃条例の前提とした所の汚物
じん芥、ちゆ芥等の問題が前回の全員協議会でお話
しが出て以来議員には全々話しがなく町会長さん等を
集めてこつた場合にはこつたのであるという説明を

したそつたですが我々議員がその席に行つてみてど
うなんだ議員はと言われては各々が出来ない、少な
くともそつたという關係に於てはあるいは委員会にこつ
たことを出したならばあるいは全員協議会を用いた
場合にもこつたことをやつていきたいのだと言つたこ
とを先づきつて然つてえらいこと、どうもこのごろの考へ方
は議会輕視の傾向があるのではないかと、こつたという兵は今
右伸が行く福生町の大きな併置ではないかと思ふ

町内会長さん等にお話して我々議員が全然解らぬ
始末であります。はたしてこれでよいのか少くなくと
えそつたという問題が町内に発表される時には少くとも
そつたという關係は議員の頭に入つておうなければなら
ぬと考へます。

そつたという兵おそつた助役等の説明におかれてえそつた

いう気持ではないと思うが、議会軽視ということを含め、
分留意してほしい。

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

議案第五十四号は厚生委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

一議長(石川信義) 日程第九町道路路線の認定について、議案第五十四号

を議題といたします。

事務局局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局局長(町田啓三)

朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

土木課長(猪俣清彦) 白席からお許しを願ひまして、議案第五十四号
を御説明いたします。

路線番号が五五〇、熊川四〇の一、熊川四二〇の一、これは都道
十三号線、昔は東京都財務局の砂利線が通っておつた所
であります。それに町道十一号と接するのであります。が
町道十一号は後に出来ましたが、これから昭島市の境まで
二三〇米町道を新設したわけであります。

それで一九二号というのは本町四の二、福生八六三、これは八米
高橋三郎さんのハウスがあります。横田水源道路と申
しまして二三一米であります。総延長六八四米というのは
松の湯の前のところの都道二二四号ですが、全部二三一米に通
づる線が水源の総延長となつております。

以上であります。血教へお願ひ申し上げます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。



(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 質疑を終結いたします

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件につきましては討論を省

略し直ちに採決いたしたうと思ひますがこれに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつてこれより採決いたします。議案第五十四号は原案通り決するに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつて議案第五十四号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 日程第十一町道路路線の変更について議案第五十五号

を議題といたします

事務局局長をして議案の朗読をいたさせます

一事務局局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます

一末課長(猪俣清彦) 白席からお許しを願ひまして議案第五十五号を御

説明申し上げます

路線番号十一号これは先程申し上げた通り五五〇号線と
言う路線と接続するものであります。ここに町道の十
一号線があります。これが十五米あります。

それから三十三号線と言うのは都道十三号線有藤橋さ
んの所から大久保さんの所を通りまして補助道三十三号線にぶ
つかる路線であります。

四十五号線というのは今回幸栄園の排水工事をいたしまして
都道から青梅橋に通ずる路線が幅員七米延長一三三米四十六号

線と云うのは一、三、二街路に通ずる道路であります。
本年度施工いたしましたして補助道三号線から一、三、二街路に通ずる
路線であります。

補助道四号線と云うのは銀座通りの延長が渡辺初太郎
さんの所を通り一、三、二に通づる道路であります。
以上でありますから宜敷く御審議を御願いたします。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本件については討論を省略し直ちに採決いたしますと思ひ
ますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案ガ五十五号は原案通り
決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案ガ五十五号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程ガ十一町道路路線の付替について議案ガ五十六号
を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一土木課長(猪俣清彦) 自席からお許しを願ひまして御説明申し
上げます。

図面番号四を見ていただきませう。廃止する路線と云うのは町道二八八、二八九号であります。

新設するのは五五八、四九八号です。これは吉田敏雄さんの屋敷の中に町道がありまして、吉田敏雄さんにこの土地をやりまして新たに五五八号と云う路線を造つたのであります。

もう一つの町道四九八号と云うのは有藤議員さんの土地をお願いつたしまして、あそこに都立の熊川保育園を造つた所であります。

以上でございます。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

一議長(石井信義) これより質疑を行ないます。

一十三番(大塚保郎) 自分の家の近所の問題であります。私に内容がよくわかりませんが、この吉田敏雄さんの所に

道路があつたのをそれを廃道として処分して新たにこちらに道路を造つたと云うことですが、この経緯上細かい点が不明なのですが、この点御説明願います。

一土木課長(猪俣清彦) 吉田さんが土地を求めた時に有藤南蔵さんから土地をかつたその時、定地であつたかどうか、良くなかつたのだらうです。

町道がここにあると云うので、保育園並びにこちらの方の土地を吉田さんの土地であります。町道である五五八号と云うのは吉田さんの土地なのであります。

一十三番(大塚保郎) あと、の問題となりますと困るのですが、保育園の設置の時に、おきまして、この関係で有藤武雄さんの三角の土地ですが、この土地が非常に複雑でありますので、わかりましたら、土木課長さん、願いつたします。

一土木課長(猪俣清彦) 非常に前のことであり、承知しておりますので、御了

承をお願ひいたします。

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(斎藤義) 本件につきましては討論を省略し直ちに採決いたします。たいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(斎藤義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案オ五十六号は京葉通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案オ五十六号は京葉通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程オ十二町道路路線の廃止について議案オ五十七号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一土木課長(猪俣清吉) 自席よりお許しをいたさしまして議案オ五十七号の御説明を申し上げます。

本件は町道の改修等により不用になつた路線を廃止するものであります。図面を参照願ひたいと思ひます。

図面番号一は補助道二号線を改修したとき旧町道が不用になつたもので約九〇坪あります。

図面番号二は町道四十六号線を付替ふことによりまして旧路線を廃止するもので約二〇四二坪あります。

図面番号三は町道十一号線を改修することにより廃止になつた町道で三ヶ所で二五、七六坪あります。

図面番号四はその二の部分で町道二十六号線の改修によりの(二)

の処が不用になつたので四〇〇八坪あります。

図面番号五は補助道九号線を改修するさい旧桜株現在
は地蔵柿のある処でゆゑが不用に歸したので廢止にす
るものであります。よつて御審議を賜りまして御決定を
戴きたいと思ひます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本件については討論を省略し直ちに採決いたしたうと
思ひますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第五十七号は京

案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第五十七号は京案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) ここで本会議を一旦休憩し全員協議会を開きたい

と思ひますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさよう決定いたしました。これよ
り暫時休憩いたします。

午後五時三十分休憩

午後六時三十分開議

一議長(石川信義) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

一議長(石川信義) 先程全員協議会で御了承願いたしました。建設委員長

であります」ところの有藤真一議員の降参を了承願うことに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めよう了承願います

一議長(石川信義) 次に会議録署名議員の指名を行います

署名議員の指名についてはたま／＼本日議席の一部変更がありまして関係上、署名議員の順番がくるつてきますので本日より一番議員から指名したいと思ひますがこれに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつて本日の署名議員には 一番有藤真一議員
二番岸 茂三番渡井 明
以上三名の方にお願ひいたします

一議長(石川信義) 本日の日程は全部終了いたしました

尚次の本会議は来る六月五日午台一時から開きますのであらかじめ御了承願ひます

本日はこれにて散会いたします

午台之時十分散会

右会議の次第は書記内田和雄の記載したものであるがその内容の正確であることを証するためここに署名する

昭和三十六年六月二日

福生町議会議長

石川信義

議員

有藤真一

議員

岸

議員

渡井





昭和二十六年六月二日

福生町議会全員協議会記録